

令和元年度権利擁護推進セミナー開催要領

- 1 趣 旨 認知症高齢者の増加や知的・精神障がい者の地域移行の促進により、権利擁護の支援を必要とする方が増加しています。また、個々のケースは複雑・多様化しており、判断能力が不十分な方々の意思や尊厳を尊重した支援を行うためには、支援者の権利擁護に関する理解の向上や市町村における支援体制の構築が求められています。

本セミナーでは、地域住民の権利擁護に携わる支援者が、権利擁護の基本的な視点や市町村における支援体制などについて学ぶことを目的に開催します。
- 2 主 催 社会福祉法人長野県社会福祉協議会
- 3 後 援 長野県／長野県弁護士会／公益社団法人成年後見センター・リーガルサポートな
(予 定) かの／公益社団法人長野県社会福祉士会
- 4 日時・会場 令和元年12月4日(水)10:30～16:00
松本市浅間温泉文化センター 大会議室(松本市浅間温泉2-6-1)
- 5 内 容 10:00 受付
10:30 開会・オリエンテーション
10:40 実践報告「社会福祉法人における権利擁護の推進について」(仮題)
社会福祉法人美芳会 富士市東部地域包括支援センター 増子 玲子 氏
12:00 昼食
13:00 講義「『身寄り』のない生活困窮者に対する権利擁護について」(仮題)
一般社団法人居住支援全国ネットワーク事務局長
NPO法人やどかりサポート鹿児島 芝田 淳 氏
14:00 休憩
14:15 説明「成年後見制度利用促進による権利擁護の推進について」(仮題)
厚生労働省社会・援護局地域福祉課 成年後見制度利用促進室
15:15 トークセッション
一般社団法人居住支援全国ネットワーク事務局長
NPO法人やどかりサポート鹿児島 芝田 淳 氏
厚生労働省社会・援護局地域福祉課 成年後見制度利用促進室
社会福祉法人美芳会 富士市東部地域包括支援センター 増子 玲子 氏
16:00 閉会

- 6 参加者 定員 200名（定員になり次第締め切らせていただきます）
(1)行政職員(市町村、保健福祉事務所等)、地域包括支援センター職員、障害者支援機関の役職員、成年後見支援センター職員
(2)介護支援専門員、施設・保健・医療機関の関係職員、福祉関係団体の役職員
(3)市町村社会福祉協議会役職員、日常生活自立支援事業専門員・生活支援員
(4)社会福祉法人の役職員
- 7 参加費 無料
- 8 参加申込 別紙「参加申込書」により、令和元年11月22日(金)までにFAXでお申込みください。
- 9 その他 (1) 自然災害や犯罪予告等により参加者及び職員の安全を確保できないと判断し、本セミナーを中止または延期する場合は、長野県社会福祉協議会ホームページに掲載して通知しますのでご確認ください。また、本セミナーに係る個人情報は、本会の「個人情報の保護に関する方針」に基づき適切に取り扱い、他の目的で使用することはありません。
(2) 内容は変更となる可能性があります。
(3) 昼食は各自でご準備ください。
- 10 問合せ先 社会福祉法人長野県社会福祉協議会 相談事業部 あんしん創造グループ
(住所：長野市若里7-1-7 TEL.026-226-2036/FAX.026-291-5180)